

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた事業の継続に係わる取り組みについて

令和2年4月15日

住宅宿泊事業者の皆様

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業のうち、宿泊事業が対象になっております。つきましては「3つの密（※）」を避けるための取組を講じていただきたくご連絡致します。

※3つの密

- 密閉空間
- 密集場所
- 密接場面

3つの密を避けるための手引き（厚生労働省 HP より）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000621882.pdf>